

日本労働年鑑 第50集 1980年版  
The Labour Year Book of Japan 1980

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

2 労働大臣の所信表明

一九七八年一二月七日、大平内閣が発足し、労働大臣には栗原祐幸氏が就任した。栗原労働大臣は、慣例にしたがって、七九年二月一三日、衆議院社会労働委員会で所信表明をおこなった。これは、七九年度予算案および政府提出法案に具体化された、この時期の労働政策について概観したものである。前任者の前年度の所信表明におけると同様、雇用問題が政策のもっとも重要な課題であるとし、予算案には、一〇万人の雇用創出をめざす雇用開発事業の設置を盛り込んでいると述べた。労働条件の向上、勤労者福祉については、改革された関連諸制度の実施を掲げ、男女平等の促進についても言及している。栗原労働大臣は、同じ内容の所信表明を、参議院社会労働委員会でも、二月二二日におこなった。

【衆議院社会労働委員会における労働大臣の所信表明】

(前略)現在、わが国の経済は、緩やかな景気回復の基調にあります。雇用、失業情勢は、完全失業者が百万人以上の高水準で推移し、また有効求人倍率も最近やや上昇傾向が見られるもののなお求職超過の状態にあり、依然として厳しい状況が続いております。また、今後も、構造不況業種等における雇用問題など不安要因もあって、雇用・失業情勢は、いましばらく楽観を許さない状況が続くものと思われまます。こうした中で、雇用問題の解決は現在国政の最重要課題となっており、安定成長経済下において、勤労者の生活の安定と福祉の向上を担う労働行政の果たすべき役割が非常に大きなものとなっております。私は、この大切な時期に労働大臣を拝命し、その責務の重大さを痛感している次第であります。関係省庁と密接な連携を保ちながら、当面次のような事項に重点を置いて、幅広い労働行政を積極的に推進していく所存でありますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

第一は、さきにも述べたとおり、依然として厳しい状況下にある雇用問題の解決であります。雇用情勢の改善のためには、景気の回復がまず重要でありますので、政府は、昭和五十四年度は六・三%の経済成長を達成し、これを雇用の拡大に結びつけていくことにしております。それと同時に、雇用対策面においても、各種の就職援護措置の大幅強化に加えて、民間の活力を生かす方向での雇用の開発、拡大を図る強力な措置を講ずることが必要であります。このため、昭和五十四年度政府予算案におきましては、中高年齢者の雇用機会の開発を主体として十万人の雇用創出を図る雇用開発事業の創設など、雇用対策関係予算の大幅拡充を図ったところであります。私は、今後とも、雇用増大のための施策を初め各般の施策を積極的に活用して、中高年齢者の雇用の安定に重点を置いた強力な雇用対策を展開していく所存であります。また、同時に、関係省庁に対しても雇用対策について協力を要請するとともに、雇用問題政策会議の開

催により広く国民各層からの意見も取り入れて、政府の総力を挙げて雇用問題の解決に取り組む所存であります。なお、雇用対策の重要な柱の一つである職業訓練につきましては、昨年職業訓練法の改正を見たところであり、本年はこれに基づいて、機動的、効果的な離転職者訓練の実施に努めるとともに、職業能力開発協会の設立等により、民間、公共が一体となった生涯職業訓練体制の確立を図っていく所存であります。

第二は、働く人々の適正な労働条件の確保と福祉の向上であります。労働時間の短縮、週休二日制の推進につきましては、勤労者福祉の向上、国際協調の確保、あるいは長期的に見た雇用機会の維持確保等の観点から、中央労働基準審議会の建議及び昨年五月の衆参両院の雇用の安定に関する決議を踏まえて、積極的に行政指導を進めていく所存であります。労働災害防止の問題につきましては、これまで一貫して減少を続けてきた労働災害が昭和五十一年から微増の傾向にあり、特に建設業における労働災害が全体の労働災害の三分の一程度を占めておりますので、建設業を重点として労働災害防止対策を一段と強化してまいりたいと考えております。職業病対策につきましては、化学物質の有害性調査制度を中心とする改正労働安全衛生法の円滑な施行に努めるとともに、作業環境の改善、健康診断の徹底、中高年齢者を初めとする勤労者の健康管理の充実にさらに努力してまいる所存であります。また労災保険制度につきましては、その適正な運用に努めるとともに、より一層の改善のため制度の見直しを行いたいと考えております。

さらに、財形制度など勤労者福祉の向上を図る諸施策の充実に一層努力してまいる所存であります。そのほか、最低賃金の履行確保、賃金、工賃の不払いの防止と解決など、厳しい情勢下にあつて勤労者の保護に欠けることのないよう十分配慮してまいる所存であります。

第三は、職場における男女平等の促進と勤労婦人福祉対策の充実であります。職場における男女平等の促進につきましては、昨年十一月、労働基準法研究会から、男女平等法の制定を初め婦人労働法制の基本的方向について貴重な報告をいただいたところでありますので、この報告の趣旨を十分尊重して、適切に対処してまいりたいと考えております。また、勤労婦人の福祉の向上のための諸対策を、今後とも積極的に推進してまいる所存であります。

第四に、健全で安定した労使関係の形成については、産業労働懇話会や、昨年十一月に発足した公共企業体等労働問題懇話会等の場を通じて、労使及び労使と政府の間の対話を一層促進し、安定した労使関係の形成へ向けてさらに努力を傾注してまいる所存であります。もとより、賃金問題を初めとする労使間の諸問題は、労使の自主的な話し合いを通じて解決されるべき問題であります。今後とも労使が全国的な広い視野に立って話し合いを行い、良識ある対応をされるよう強く期待しております。

最後に労働外交の推進については、労働組合の指導者等の国際交流の拡大、ILOなどの国際機関への積極的協力、技術協力や海外広報活動の拡充等により、労働面からの国際的な相互理解を一層促進してまいる所存であります。(以下略)

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---